

令和5年度 水田活用の直接支払交付金単価について

★令和5年度改正のポイント★

市協議会段階に飼料用米生産性大幅向上助成を新設！

裏面に「弘前市の支援単価と所得のイメージ」を掲載しておりますので、参考としてご利用ください！

■交付対象者 交付対象水田※において、販売目的の交付対象作物を生産する農家・集落営農組織等

※たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外です。現場の課題を検証しつつ、5年間（令和4～8年度）で、一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象としない方針を国が示しています。

■水田活用の直接支払交付金の単価表（10a当たり・基幹作の場合）

◆県及び市協議会段階の加算措置（B及びC）については、今後の国との協議や、予算の配分・取組実績等に応じて、交付単価や技術メニュー等に変更が生じる場合があります。

交付対象作物（水田）	国の基本単価（A）	県段階の加算措置（B）		市協議会段階の加算措置（C）		農業者等への交付単価（A+B+C）
		国設定の加算措置	県設定の加算措置			
小麦	35,000円	-	-	技術メニューに3つ以上 取り組んだ場合（※1）	9,600円	35,000円～44,600円
大豆	35,000円	-	新 R5の新規・拡大分 （※2） 9,000円	技術メニューに3つ以上 取り組んだ場合（※1）	12,500円	35,000円～56,500円
飼料作物 （播種を行う場合）	35,000円	-	-	-	-	35,000円
子実用 とうもろこし （飼料作物）	35,000円	-	新 R5の新規・拡大分 9,000円	-	-	35,000円～44,000円
WCS用稲	80,000円	-	-	-	-	80,000円
加工用米	20,000円	-	-	変更 技術メニューに1つ以上 取り組んだ場合（※1）	8,200円	20,000円～28,200円
飼料用米	収量に応じ、 55,000円～ 105,000円 （※3）	-	新 R3からの複数年契約分 技術メニューあり 8,100円 R5の新規・拡大分 R5から新たに結んだ 複数年契約分 技術メニューあり 8,100円	R3からの 複数年契約分 R5の 新規・拡大分 新 R4からの 継続分	技術メニューに 1つ以上取り組んだ 場合（※1） 4,800円 技術メニューに 2つ以上取り組んだ 場合（※1） 4,800円	55,000円～117,900円
米粉用米	-	-	-	-	-	55,000円～105,000円
新市場 開拓用米 （輸出用米等）	-	20,000円 複数年契約 （新規分） 10,000円	生産性 向上の 取組 省力技術 導入（※4） 21,600円	技術メニューに1つ以上 取り組んだ場合（※1）	8,600円	20,000円～69,200円
そば・なたね	-	20,000円	-	-	-	20,000円
重点振興 野菜	<対象品目> 枝豆、にんにく	8a以上 の新規・ 拡大分	45,000円 契約栽培 27,000円	<対象品目> 枝豆、にんにく、 ピーマン、トマト、ミニトマト	23,800円	23,800円～95,800円
地域振興 野菜	<対象品目> 玉ねぎ、アスパラガス（※5）	8a以上 の新規・ 拡大分	45,000円 契約栽培 27,000円	<対象品目> 玉ねぎ、アスパラガス（※5）、 なす、きゅうり、とうがらし、セリ	16,200円	16,200円～88,200円
その他の 高収益野菜	<対象品目> ごぼう、ながいも、だいこん、 にんじん、ねぎ、ばれいしょ、 ブロッコリー、とうもろこし、 かぼちゃ、キャベツ、こかぶ	8a以上 の新規・ 拡大分	45,000円 契約栽培 27,000円	-	-	0円～72,000円

（注）複数年契約とは3年以上の契約を指します。このほか、地力増進作物（緑肥作物）への支援もありますので、個別にお問い合わせください。

※1：市協議会段階の小麦・大豆・加工用米・飼料用米・新市場開拓用米は、生産性向上技術メニューの取組を実施することで加算対象となります。

各種取組メニューは別紙2、3、4をご覧ください。県段階の技術メニューとは別の技術メニューの取組を選択して実施してください。

※2：主食用米以外の水稲への輪作を前年大豆面積の2割以上実施した場合に、前年の大豆面積から拡大した面積分が加算対象となります。

※3：飼料用米の一般品種（主食用米品種）については、令和5年度は従来と同様の単価ですが、

令和6年度からは標準単価（80,000円/10a）が段階的に引き下げられる予定です。

※4：新市場開拓用米の省力技術導入加算は、自動水管理装置又は畦畔除去によるほ場の拡大に取り組んだ場合に加算対象となります（面積要件50a以上）。

※5：育成期間中のアスパラガスに限り、通常の肥培管理を行うことで交付対象とします。

裏面もあります